



狛江市監査告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定による令和7年度財政援助団体監査の結果に基づき、措置を講じた事項について狛江市長から通知があったので、同項の規定によりその結果を別紙のように告示する。

令和8年4月17日

狛江市監査委員

栗山 博行

石川 和広





Ito City Jikan No. 000897
March 31, 2022

Ito City Supervisory Commission
Mr. Hiroshi Ito
Ito City Supervisory Commission
Mr. Kazuhiro Ishikawa

Ito City Mayor Shunji Matsubara
(Official Seal Omitted)

Notification of Measures Based on the Results of Financial Assistance Group Supervision (Notification)

On January 30, 2022, Ito City Jikan No. 00087 reported to you the results of financial assistance group supervision. Regarding the results, as stated in the separate paper, measures were taken. Therefore, based on the provisions of Article 14, Paragraph 14 of the Local Autonomy Law, we hereby notify you.

別紙

財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置等について

1. 文書等の確認について（地域活性課）

地域センター運営協議会から提出された「人件費等実績報告」の添付文書に誤った金額が記載されていたほか、市から発出された通知にも誤記載が見受けられた。いずれも公文書であるため、改めてチェック体制を確立し、適切な事務処理に努めていただきたい。

■講じた措置（地域活性課）

「事業実績報告書」ほか地域センター運営協議会から提出される文書を収受する際に、市民生活部長から記載内容の確認を徹底するよう担当課長以下関係職員に改めて指導を行ったほか、誤記載を招きかねない書式については、重複する内容を削除するなど必要な文言整理を行いました。

2. 個人情報の取扱いに関する特記仕様書について（地域活性課）

地域センター運営協議会との協定締結時に添付している「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」について、適用されている条文と適用されていない条文が見受けられた。安全管理措置を確保し、個人情報の取扱いが適切に行われるよう、特記仕様書の精査や見直し等に取り組んでいただきたい。

■講じた措置（地域活性課）

ご指摘いただきました「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」における適用されていない条文に係る再委託先における書面については、市、運営協議会、再委託先にて協議を行い、再委託にかかる提出書類である定期報告チェックリストについては、運営協議会より提出することといたしました。

また、これまで運営協議会にて運営にあたり独自に取得した団体登録名簿などの個人情報資料の廃棄についても、市から受渡をした際の個人情報の取扱いと同様に、市に対して事前に申請、廃棄後の報告をするように特記事項の扱いについて見直しました。

3. 備品の管理について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

地域活性課において、年に1回地域センターに出向き、備品の管理状況を確認してい

るとの回答があった。しかしながら、岩戸地域センターについては、市の備品台帳に登録されている備品と、現地で確認した備品の数に大きな乖離が見られた。

また、岩戸地域センター運営協議会及び南部地域センター運営協議会のいずれも、運営協議会所有の備品台帳を備えていない状況であった。このため、両地域センターに現存する備品の管理や所有が曖昧にならないよう、すべての備品を精査し、地域活性課及び両地域センター運営協議会において、改めて適切な管理体制を構築していただきたい。

■講じた措置（地域活性課）

岩戸地域センターにおける未登録の備品については、センターの建て替えの際に調達したもので、既に関係書類が廃棄されており調達価格が不明であったことから、同等品を参考に調達価格を試算し、市の基準において「備品」に該当するものは、ここで市における備品登録を行いました。

また、岩戸地域センター運営協議会及び南部地域センター運営協議会が取得した備品については、別紙「参考」のとおり、市の備品台帳とは別に各地域センターの備品台帳の整備及び備品登録を行いました。

4. 個人情報書類の管理について（地域センター運営協議会）

地域センター図書室において申請される「個人貸出登録申請書」の廃棄について、両地域センター運営協議会で取扱いの差異が見られた。個人情報管理の観点からも同一の対応となるよう取扱いを整理し、共有をしていただきたい。

■講じた措置（地域活性課）

別紙「参考」のとおり、図書館の協議のうえ、各センター間における保存年限の統一と廃棄手順の整理を行いましたので、すべての地域センターに周知します。

5. 例規の見直し等について（地域センター運営協議会）

監査に伴い事前に提出された両地域センター運営協議会が整備する規程等に誤った記載が見受けられた。これらの例規は、地域センターの自主運営にあたり重要な根拠となるため、改めて整理や見直しを行い、適切な規程等を整備していただきたい。

■講じた措置（地域活性課）

別紙「参考」のとおり、政策室及び両地域センターの運営協議会と協議のうえ、今後、所定の手続きを経て必要な改正を行います。

令和 8 年 3 月 25 日

狛江市長 松原 俊雄 様

岩戸地域センター運営協議会
会長 上遠野 秀夫
(公 印 省 略)

令和 7 年度 財政援助団体監査の結果に基づく措置について

令和 8 年 1 月 30 日付け狛監委発第 000087 号により報告いただきました財政援助団体監査の結果につきまして、下記のとおり措置を講じましたので、報告いたします。

記

3. 備品の管理について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

地域活性課において、年に 1 回地域センターに出向き、備品の管理状況を確認しているとの回答があった。しかしながら、岩戸地域センターについては、市の備品台帳に登録されている備品と、現地で確認した備品の数に大きな乖離が見られた。

また、岩戸地域センター運営協議会及び南部地域センター運営協議会のいずれも、運営協議会所有の備品台帳を備えていない状況であった。このため、両地域センターに現存する備品の管理や所有が曖昧にならないよう、すべての備品を精査し、地域活性課及び両地域センター運営協議会において、改めて適切な管理体制を構築していただきたい。

■講じた措置（岩戸地域センター運営協議会）

本センターで現存するすべての備品を改めて確認したうえで、担当課と協議し、本センターの運営協議会が取得した備品は、市の基準（調達価格 3 万円以上）を準用し、基準を満たす備品を整理した「備品台帳」を整備しました。

4. 個人情報書類の管理について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

地域センター図書室において申請される「個人貸出登録申請書」の廃棄について、両地域センター運営協議会で取扱いの差異が見られた。個人情報管理の観点からも同一の

対応となるよう取扱いを整理し、共有をしていただきたい。

■講じた措置（岩戸地域センター運営協議会）

「個人貸出登録申請書」については、担当課及び図書館と協議のうえ、5年間の保存年限を設定しました。また、保存年限経過後は担当課職員に引き渡し、市において廃棄を行うこととしました。

5. 例規の見直し等について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

監査に伴い事前に提出された両地域センター運営協議会が整備する規程等に誤った記載が見受けられた。これらの例規は、地域センターの自主運営にあたり重要な根拠となるため、改めて整理や見直しを行い、適切な規程等を整備していただきたい。

■講じた措置（岩戸地域センター運営協議会）

担当課及び政策室と協議のうえ、例規の見直しを行いました。今後、所定の手続きを経て改正を行います。

令和 8 年 3 月 25 日

狛江市長 松原 俊雄 様

南部地域センター運営協議会
会長 菊地 泰弘
(公 印 省 略)

令和 7 年度 財政援助団体監査の結果に基づく措置について

令和 8 年 1 月 30 日付け狛監委発第 000087 号により報告いただきました財政援助団体監査の結果につきまして、下記のとおり措置を講じましたので、報告いたします。

記

3. 備品の管理について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

地域活性課において、年に 1 回地域センターに出向き、備品の管理状況を確認しているとの回答があった。しかしながら、岩戸地域センターについては、市の備品台帳に登録されている備品と、現地で確認した備品の数に大きな乖離が見られた。

また、岩戸地域センター運営協議会及び南部地域センター運営協議会のいずれも、運営協議会所有の備品台帳を備えていない状況であった。このため、両地域センターに現存する備品の管理や所有が曖昧にならないよう、すべての備品を精査し、地域活性課及び両地域センター運営協議会において、改めて適切な管理体制を構築していただきたい。

■講じた措置（南部地域センター運営協議会）

本センターで現存するすべての備品を改めて確認したうえで、担当課と協議し、本センターの運営協議会が取得した備品は、市の基準（調達価格 3 万円以上）を準用し、基準を満たす備品を整理した「備品台帳」を整備しました。

4. 個人情報書類の管理について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

地域センター図書室において申請される「個人貸出登録申請書」の廃棄について、両地域センター運営協議会で取扱いの差異が見られた。個人情報管理の観点からも同一の

対応となるよう取扱いを整理し、共有をしていただきたい。

■講じた措置（南部地域センター運営協議会）

「個人貸出登録申請書」については、担当課及び図書館と協議のうえ、5年間の保存年限を設定しました。また、保存年限経過後は担当課職員に引き渡し、市において廃棄を行うこととしました。

5. 例規の見直し等について（地域活性課及び地域センター運営協議会）

監査に伴い事前に提出された両地域センター運営協議会が整備する規程等に誤った記載が見受けられた。これらの例規は、地域センターの自主運営にあたり重要な根拠となるため、改めて整理や見直しを行い、適切な規程等を整備していただきたい。

■講じた措置（南部地域センター運営協議会）

担当課及び政策室と協議のうえ、例規の見直しを行いました。今後、所定の手続きを経て改正を行います。